

基発第0615001号
平成17年6月15日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

昭和52年9月26日付け基発第543号「貯蓄金の保全措置に係る命令の運用等について」の一部改正について

行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成16年法律第84号）による改正後の行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）については、平成17年4月1日より施行されたところであるが、これに伴い昭和52年9月26日付け基発第543号「貯蓄金の保全措置に係る命令の運用等について」について、下記のとおり改正を行うこととしたので、了知の上、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

別記様式「貯蓄金保全命令書」を別紙のとおり改正する。

貯蓄金保全命令書

基 署貯第 号
平成 年 月 日

(事業者等)

殿

労働基準監督署長

印

(事業場の名称)

における貯蓄金の管理に関して適法な保全措置が講じられていないと認められるので、賃金の支払の確保等に関する法律第4条の規定に基づき、それぞれ「命令の内容」欄及び「是正の期限」欄記載のとおり命令します。

なお、この命令に違反した場合には送検手続をとることがあります。

命令の内容

是正期限

備

考

- 1 貴事業場における貯蓄金の管理に関して適法な保全措置を講じた場合には、その旨報告してください。
- 2 この命令に不服がある場合には、この命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 労働局長に対して審査請求することができます。
- 3 この命令に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます（命令があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
ただし、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、命令の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- 4 この命令書は3年間保存してください。

受領年月日

平成 年 月 日

受領者職氏名